

宇部市障害者差別解消支援地域協議会（会議録）

日時 平成 30 年 10 月 25 日（木）16：00～17：30

場所 宇部市役所 2 階 第 3 会議室

出席 委員 15 人（近藤会長、土屋副会長、大田委員、岡野委員、岡村委員、
溝田委員、水田委員、森藤委員、柿内委員、岡崎(武)委員、
西岡委員、岡崎(弘)委員、大谷委員、植野委員、杉谷委員）
※欠席 3 人（糀委員、櫻井委員、伊藤委員）

事務局 3 人（中野部長、石津主幹、井上副課長）

■議 題

1 前回（6 月 28 日開催）協議会での検討事項等

（1）スーパーマーケットでの支払い時の支援について

≪事務局説明≫

現在、本人の障害特性や必要な支援などを記載した名刺サイズの「ヘルプカード」を作成中。「ヘルプカード」の提示により、従業員をはじめ、周囲の方にどのような支援や配慮を必要としているのか知らせることができる。「ヘルプカード」作成後は、市内の事業所等に広く周知を行う予定。

【委員意見】

以前、災害時の支援計画で「ヘルプカード」の作成が検討されたことがあるが、氏名や生年月日など個人情報をどのように取り扱うかが問題になり、結局、作成に至らなかったことがある。個人情報の記載については、慎重に対応していただきたい。

【委員意見】

「ヘルプカード」に記載する、氏名・住所・生年月日などの個人情報については、慎重に取り扱う必要があるのではないか。

≪事務局説明≫

個人情報の記載については、ご本人の意思を尊重する形にしたい。記入したくない項目については、未記入とするなど、個人で選択して記入していただければと思う。

【委員意見】

「ヘルプカード」に支援を必要としている人の、正確な情報が記載されていることは、大切なことだと思う。また、個人の判断で記載事項を選択するのは、

悪いことではない。「ヘルプカード」に個人情報を入力した場合、情報が流出する可能性もあることなど、記載することによるメリット・デメリットを説明したうえで、利用していただくのがいいと思う。

【委員意見】

「ヘルプカード」の配布予定は、いつ頃か。

≪事務局説明≫

できれば、11月中旬に「ヘルプカード」を作成し、その後、配布および周知を行いたい。

【委員意見】

「ヘルプカード」の周知先はどのようなところを予定しているのか。

≪事務局説明≫

商工会議所を通じて、各事業所へ周知するとともに、市内のスーパーマーケット等に個別に説明に行く予定。

【委員意見】

「ヘルプカード」に記載されている、「ヘルプマーク」は一般的に通用しているマークなのか。

≪事務局説明≫

「ヘルプマーク」は JIS マークとして東京都が登録しており、全国共通のマークとなっている。現在、30の都道府県で取り組まれている。

山口県では、同じような目的で作成された、島根県発案の「アイサポートマーク」を3年前に取り入れているため、「ヘルプマーク」が取り入れられていない。県全体で、取り組みを進めていくよう、県へ要望している。

(2) 聴覚障害者のスポーツクラブでの入会拒否について

障害者に対する差別的取扱いの改善についてのお願いの文書を市内4か所のスポーツクラブに送付するとともに、障害者理解について改めてお願いに伺う予定である。

【委員意見】

入会については、障害者単独での入会ができるが、必ず付き添いを付けてくれというのか、それとも、付き添いも入会が必要であるといわれたのか。

≪事務局説明≫

付き添いも一緒に入会する必要があるといわれた。

【委員意見】

聴覚障害者が水中ウォーキングするためにプールを利用する場合、プール内で事故が発生するとは、あまり想定できない。付き添いに入会することを求めるのは、過剰な要求だと思われる。他の施設で受け入れが可能であったこの

となので、スポーツクラブを訪問される際には、「障害者差別解消法により、差別をしてはいけません」というだけでなく、聴覚障害者に対して、どのような対応や支援をすれば受け入れが可能なのか伝える必要がある。

また、受け入れた施設については、きちんと評価されるべきである。

【議長まとめ】

スポーツクラブの件に関しては、文書でのお願いだけでなく、どのように障害者に対応すればいいのかなど、少し踏み込んだ情報提供を行う必要がある。今後、このような事案があった場合、具体的な支援や配慮の仕方について協議会として伝えていきたい。

2 障害を理由とした差別と思われる事例について

(概要)

Aさん夫婦には、長女4歳と次女1歳がおり、妻は今年9月まで育休を取っているが、10月から職場復帰を希望している。

・長女 4歳 二分脊椎症

二分脊椎症により、尿意を感じにくい症状がある。私立保育園に通園し、保育園ではおむつを使用していたが、保育士によるおむつ交換の頻度が少なく膀胱炎を頻発していた。そのため、保育園におむつ交換の回数の増加とトイレトレーニングを依頼したが、「長女からの訴えがないので、いつ換えたらいいいかわからない、保育士が多忙でトイレトレーニングはできない」と言われた。市に調査を依頼したが、市からは「保育園に家族からの訴えを伝え、改善要求をしている。当事者間でよく話し合ってください。」の回答のみであった。他の要因もあり、通園を嫌がるようになったため、同市の公立保育園に転園した。

・次女 1歳 口蓋裂

口蓋裂のため、1日数回経鼻栄養を行う必要があり、受け入れてくれる保育園が見つからず、妻の職場復帰が難しい状況となった。そのため、市に保育園への看護師配置の要望を出したが、「新年度に配置を目指したいが、確約はできない。」といわれた。職場復帰が迫り困っていたところ、妻の職場先の託児所が受け入れてくれ、妻は10月から仕事に復帰することができた。

《保育幼稚園学童課説明》

宇部市内の各保育園では、保育計画の中で、基本的な生活リズムを整えることを目的として、それぞれの発達状況に合わせて、排泄をはじめ、食事や手洗いなどの習慣づけを行っている。障害のある園児については、保護者や保健師等と連携し対応を行う。また、現在、看護師を配置している公立の保育園はない。平成24年4月から平成27年3月まで、導尿が必要な園児の受け入れを行っており、その時は、看護師を配置し対応した。今後、医療行為の必要がある

園児の入園希望があった場合には、保健師や保育園、保護者と協議し、適切な対応を行いたい。なお、看護師の配置については、人員の確保や予算の関係もあるため、事前に相談をしていただきたい。

【委員意見】

現在、看護師は配置されていないということだが、看護的なケアや医療的なケアが必要な園児はいると思う。各保育園に看護師を配置することは難しいと思うが、市内全域で1か所に看護師の配置をすることは必要ではないか。

《保育幼稚園学童課》

平成29年度では、公立保育園で37人、私立保育園で33人の障害のある園児が入所しており、保育士がケアできるということで受け入れを行っている。

看護師の配置については、今ここですぐ実施しますという返事はできないが、相談があれば対応したいと考えている。今のところ、医療的ケアの必要な園児の入所の相談はないが、相談があれば必要な対応はしたい。

【委員意見】

行政には、家族の思いに添いながら一緒に保育ができる環境を整えてもらいたい。市内に1か所でも看護師のいる保育園があれば、障害を持つ保護者は安心できると思う。

【委員意見】

自治会の代表として様々な会議に参加しているが、会議の中で話すだけでは、なかなか問題は解決しないと思う。実際に障害のある人と触れ合うことにより、理解しあえるのではないか。船木校区で5軒程度の班をつくって、その中で、情報の共有や見守りなどを行う仕組みづくりに取り組んでいる。すこしづつ、その輪を広げ、住みよい地域づくりを目指している。

【議長意見】

委員の方の貴重な取組をご報告いただいた。障害者差別解消法の発想は、決して特別な要求や権利ではなく、健常者の認められていることを障害者にも認めてほしいというところから始まった。障害のある人に日常的に関わっていないと、その要求に身構えてしまう。その要求を冷静に聞いて、考え、特別なことを言っているわけではないということを社会に伝えることが、差別解消法や、この協議会だと思う。気づいた人が声を上げ、少しずつではあるが、差別の解消を目指したい。

今回の事例は公立の保育園での事例だが、私立の保育園の場合はどのような対応になるのか。

《保育幼稚園学童課》

私立の保育園では、更に人員の配置は難しいと思われる。その場合、やはり公立の保育園で対応するようになる。

【委員意見】

今回、保育園での対応について協議したが、義務教育の現場ではどのような対応をされているのか。

【委員意見】

今回の事案に上がった園児も、数年後には義務教育を受けるため、どこかの学校に入学するようになる。その場合、教育委員会としてはどのような対応をとるのか。

《事務局説明》

教育委員会に聞いたところ、現在、医療的ケアが必要な児童・生徒はいないとのことであった。そのため、看護師の配置も行っていない。また、医療的なケアが必要な児童・生徒が入学や転校する際には、教育委員会と保健師、保護者など関係者と連携し、看護師の配置について協議したいとのこと。

【委員意見】

障害のある児童・生徒又はその保護者が、出来るだけ健常者と同じような、また、それに近い生活ができる社会を作っていこうというのが、差別解消法だと思う。自治体には、そのための努力義務の必要はあると思われる。今回、この問題を本協議会で協議したことを教育委員会や関係部署と情報共有し、問題意識を持つことが必要だと思う。

【委員意見】

障害者本人やその保護者の希望があれば、自治体は適切な保育環境を整える責任があると思う。そういう意味では、いつ・誰が・どんな状況でも、安心して子供を預けられる環境整備が必要である。子供がどこで勉強したいのか、どこで友達と一緒に成長したいのか、子供の立場になって、環境を整えていただきたい。

【議長まとめ】

委員のみなさん、熱心なご審議ありがとうございました。
以上で、第9回宇部市障害者差別解消支援地域協議会を閉会いたします。